

「【行政コスト計算書】総論関係」に係る検討

4 2. 作成目的

○「中間とりまとめ」における記述

- ・現行モデルにおいては、経常的な行政コストを示す財務書類と位置付け、一会計期間における地方公共団体の費用と収益の取引高を明らかにすることを目的としている。この中で、収益とは、使用料等の対価性のある収入のみを計上するものであり、税金等の直接的な対価性のない収入については、行政コスト計算書に計上せず、純資産変動計算書に計上している。なお、税金については、国の公会計においても行政コスト計算書に相当する業務費用計算書に計上しない取扱いとしている。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 153.行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の業績、すなわち費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成する。	・特になし。
【改訂モデル】 298.行政コスト計算書は、一年間の行政サービスに費やされた行政資源の額（コスト）を示したものとする。	

○課題・論点

- ・現行どおり費用は計上することとするが、財源（収益）はどうするか。

○論点整理の考え方

- ・現行の取扱いや「中間とりまとめ」を踏まえた記載とするが、財源（収益）については、「9.財務書類の体系」の議論と併せて整理する。

○基準の方向性

- ・行政コスト計算書は、一会計期間における地方公共団体の費用（※）を明らかにすることを目的として作成する。
- ※財源（収益）の取扱いは、「9.財務書類の体系」と併せて整理する。（P）

○留意点

- ・特になし。

4 3. 表示区分

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 155.行政コスト計算書は、「経常費用」及び「経常収益」に区分して表示する。このうち、経常費用合計は総行政コストを意味する。また、経常費用合計から経常収益合計を控除して計算される純経常費用は純行政コストを意味する。 157.経常費用は、費用の定義（第 51 段落）に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。 158.経常費用は、「経常業務費用」及び「経常移転支出」に分類して表示する。 159.経常業務費用は、「人件費」、「物件費」及び「経費」に分類して表示する。 174.経常移転支出は、毎会計年度、経常的に発生する非交換性（非対価性）支出をいう。 179.経常収益は、収益の定義（第 53 段落）に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。 180.経常収益は、「経常業務収益」及び「経常移転収入」に分類して表示する。 181.経常業務収益は、「業務収益」及び「業務外収益」に分類して表示する。 188.経常移転収入は、地方公共団体の活動に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他団体等から経常的に支払われるものをいう。	【改訂モデル】 Ⅱ.行政コスト計算書・1.経常行政コスト. 355.決算統計上の区分と行政コスト計算書上の科目との対応関係は【図 6】の通りとする。 Ⅲ.純資産変動計算書・5.臨時損益 389.経常的でない特別な事由に基づく損益が発生した場合、当該内容を示す名称を付した科目をもって臨時損益の部に掲記するものとする。 390.具体的には、公共資産の売却に伴う公共資産計上額と売却額との差額、第三セクター等に対する出資金の減資、第三セクター等に対する債務保証又は損失補償の履行決定、勸奨退職による多額の割増退職金の支払いなどが該当する。

○課題・論点

- ・どのような表示区分とするか。

○論点整理の考え方

- ・現行等を踏まえた取扱いとするが、財源（収益）については、「9.財務書類の体系」の議論と併せて整理する。
- ・地方独立行政法人会計基準の取扱いを踏まえ、費用については「経常費用」と「臨時損失」に区分表示してはどうか。
- ・「経常費用」は、現行の取扱いを踏まえ、「経常業務費用」と「補助金等移転支出」に区分表示し、「経常業務費用」は「人件費」、「物件費等」、「その他の経常業務費用」に区分表示してはどうか。

○基準の方向性

- ・費用については「経常費用」と「臨時損失」に区分表示する。
 - ・「経常費用」は「経常業務費用」と「補助金等移転支出」に区分表示し、「経常業務費用」は「人件費」、「物件費等」、「その他の経常業務費用」に区分表示する。
- ※財源（収益）については、「9.財務書類の体系」の議論と併せて整理する。（P）

○留意点

- ・特になし。

4 4. 配列（形態別（性質別）、目的別）

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
・特になし。	【改訂モデル】 II.行政コスト計算書・1.経常行政コスト. 355.決算統計上の区分と行政コスト計算書上の科目との 対応関係は【図6】の通りとする。

○課題・論点

- ・貸借対照表においては、国や地方公営企業会計、企業会計等の取扱いと平仄を合わせた方が理解しやすいという観点から、本表では土地、建物等の性質別に表示、附属明細等で行政目的別に表示することとしているが、総務省方式改訂モデルで採用している性質別と行政目的別でのマトリックス表示も含め、どのような表示とするか。

○論点整理の考え方

- ・上記のとおり他の会計基準との平仄を合わせた方が理解しやすいという観点から、性質別に表示することとしてはどうか。
- ・「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」では行政目的別の区分も有用であるとの意見もあり、総務省方式改訂モデルの実績もある中で、分析の観点から有用であるが、フロー情報の場合、以下のとおり、実務上の課題が大きいと考えられる。
 - ①地方公共団体における予算科目体系がそれぞれ相違する中、給料や光熱水費等、1つの予算科目で複数目的に関わる予算科目が多数あり、一定の按分（割り切り）が必要であること（ストック情報の場合は、ストックの管理所管課が一定程度区分されている場合が多い）
 - ②一定のルールに基づき按分方法を整理しても、組織改編等に伴い按分方法も随時変更する必要があると考えられ、処理負担があること
- ・したがって、実務負担を考慮し、また、事業別財務書類の作成と連動する議論であることも踏まえ、有用性と費用対効果を見極めた上で、今後の検討課題としてはどうか。なお、上記のとおり総務省方式改訂モデルの実績もある中で、どのセグメント（行政目的）にどれだけのコストが使われているかを示すことは重要であり、各

団体の取組に応じて貸借対照表と同様に附属明細等に表示することを妨げない。

○基準の方向性

- ・行政コスト計算書は、性質別に表示する。

○留意点

- ・「60.【附属明細書】行政コスト計算書の内容に関する明細」（行政目的別は附属明細書で作成）と整合性を図る必要がある。